

平成29年度第1回福島県商業まちづくり審議会 議事録

1 日 時

平成29年12月21日（木） 9：30～10：50

2 場 所

杉妻会館3階 百合の間

3 出席者

【福島県商業まちづくり審議会委員】

大河内 敬 子	川 崎 興 太
川 又 啓 蔵	横 田 純 子
吉 田 樹	渡 辺 光 則

【事務局】

商工労働部長	飯 塚 俊 二
次長（産業振興担当）	新 関 勝 造
土木部参事	寺 木 正 宏
商業まちづくり課長	佐 藤 淳 ほか

4 審 議

司会	<p>開会に先立ち、配付資料の確認をさせていただきます。 上から順に、次第、委員名簿、審議会規則、資料1から3、 参考資料1から4となっております。 不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、これより福島県商業まちづくり審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の中村と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たり、商工労働部長の飯塚俊二よりごあいさつ申し上げます。</p>
飯塚部長	<p>福島県商業まちづくり審議会の開催にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、心より御礼申し上げます。</p>

さて、震災から6年9ヶ月が経過したわけでございます。復興再生に向けた取組が一步一步進んでおりますが、まだまだ多くの課題を抱えております。中心市街地や商店街の活性化も一つですし、被災地域の商業機能の確保も大きな課題でございます。

また、先ごろ県で実施しました商店街実態調査の結果でも、人口減少に伴って、商店街の衰退が依然として続いているという結果も出ております。そのような中、商店街の高齢化や後継者不足の問題等が改めて浮き彫りとなり、大きな課題となっております。

商業まちづくり推進条例は、平成17年に制定し、平成18年に施行後、10年以上が経過したところでありますが、その間、東日本大震災による環境の変化、人口減少、商店街の衰退、インターネット販売などの買い物スタイルの変化などが起こる中、県としましては、商店街の活性化のために様々な施策を実施してきたところでございます。

平成25年12月の商業まちづくり基本方針の改定から今年で5年目ということですので、本日、基本方針見直しの諮問をさせていただいて、新しい基本方針の策定に向けた議論が始まるということでございます。

条例制定から10年の総括、社会経済情勢の変化を踏まえて、商業まちづくり推進条例の理念であるコンパクトで持続可能なまちづくりを推進すべく、様々な議論を通じて、時代の変化に応じた基本方針を作り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

どうか、委員の皆様には、忌憚のない御意見を頂戴し、今後の基本方針の見直しがうまく進むようお願い申し上げます、冒頭のあいさつといたします。

司会

次に、本日御出席いただきました委員を御紹介いたします。
委員改選後、初めての開催となりますので、委員の皆様には、自己紹介なども含めて一言ずつごあいさつをいただきたいと思っております。

(出席した6名の委員から自己紹介)

以上、当審議会の委員総数7名のところ、本日は6名の委員に御出席いただいております。

鎌田真理子委員につきましては、本日、御欠席となります。

審議会規則第3条第3項に定める過半数の出席をいただいて

	<p>おり、審議会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 商工労働部次長からお願いします。</p> <p>(事務局職員が自己紹介)</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>議事の進行につきましては、審議会規則第3条第2項の規定により会長をお願いすることになっておりますが、本日は、委員改選後初めての審議会であり、まだ会長が選任されていません。</p> <p>会長が選任されるまでの間、商工労働部長の飯塚が仮議長を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>特に異議ないものと認めさせていただき、商工労働部長が仮議長を務めさせていただきます。</p>
<p>飯塚部長</p>	<p>仮議長を務めさせていただく飯塚でございます。 よろしく願いします。</p> <p>会長の選任となりますが、会長は、審議会規則第2条第1項の規定により、委員の互選となっております。 委員の皆様から、自薦・他薦等あればお願いいたします。</p> <p>(横田委員が川崎委員を推薦)</p> <p>ただいま、横田委員から川崎委員の推薦をいただきました。 委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないということですので、川崎委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>会長が選出されましたので、以降の議事は会長にお任せしたいと思います。御協力ありがとうございました。</p>

<p>司会</p>	<p>川崎会長、議長席に御移動をお願いします。</p> <p>それでは、川崎会長からごあいさつをいただきたいと思いま す。 川崎会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま会長に選任していただきました川崎と申します。ど うぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まずは、皆様におかれましては、会長就任に関しまして御賛 同いただきまして、心より御礼申し上げます。また、皆様に忌 憚ない御意見を今後とも賜ればと考えておりますので、よろし くお願いいたします。</p> <p>この審議会の根拠となっている商業まちづくり推進条例は、 ご存じのように大きく3つの柱で構成されており、そのうちの 一つに大型店の立地に関する広域調整があります。条例が施行 されて10年が経ちますが、その間に店舗面積6,000㎡以 上の大型店が立地したのは、審議会の審議案件になった小名浜 のイオンモール1件だけとなっております。もちろん条例によ って大型店の郊外立地が抑制されたかどうかをただちに説明す るのは難しいわけですが、結果としてみた場合に、10年間で 小名浜の1件のみということ、少なくとも条例が大型店の郊 外立地の抑制に大きな効果を持ったと推察されます。それから、 大型店による地域貢献活動についても、この審議会で様式の変 更など、いろいろと御議論をいただいておりますが、様式の変 更などによってさまざまな地域貢献活動が以前にも増して行わ れているということです。</p> <p>その一方で、人口減少、少子高齢化、さらには条例が施行さ れてからの間に発生した東日本大震災、原発事故、そこからの 復興など、様々な課題に直面しているのが福島県ということだ と思えます。もとより、我々が議論する商業まちづくりに関し まして、商業だけでそういった課題に対応するのは限界があり ます。例えば、医療ですとか、福祉ですとか、交通ですとか、 様々な総合的な視点を持って商業まちづくりに関する議論を行 っていく必要がありますし、また、行政だけではそういった課 題を解消するのは限界がありますので、住民ですとか、地域の 方々ですとか、NPOといった方々と連携し、真摯に議論し、 協働して取り組みを進めていく必要があると考えております。</p> <p>いずれにしても、商業まちづくり推進条例が10年経って、 そういった課題に直面する中で、これまでの実績をよく踏まえ、 改めて条例に関する評価をしっかりと行って、今後、福島県民 の生活の質の向上といったことに資するようなことが求められ ていると考えております。</p>

	<p>私自身も職務を全うしていきたいと思っておりますので、皆様に忌憚のない御意見をいただきながら、また円滑な議事進行に御協力いただくようお願い申し上げ、会長のあいさつとさせていただきます。</p>
司会	<p>それでは、ここからの進行につきましては、審議会規則第3条第2項の規定により、川崎会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>まず、本日の審議会の議事録署名人を私の方から指名させていただきますと思います。後日、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名をお願いすることとなります。</p> <p>本日の審議会の議事録署名人は、渡辺委員と大河内委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(渡辺委員、大河内委員了承)</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、次第に基づきまして、議事を進めます。会長の選任に続き、職務代理者の指名に移ります。</p> <p>職務代理者につきましては、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき」に、会長の職務を代理いただく方ですが、審議会規則第2条第3項の規定により、「会長が指名」ということになっておりますので、私の方から指名させていただきますと思います。</p> <p>職務代理者につきましては、私と同様、前期から委員をお務めいただいている吉田委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、会長職務代理者は、吉田委員をお願いすることといたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事を進めたいと思います。</p> <p>「(2) 商業まちづくり基本方針の見直し」について、県から当審議会に諮問があるとのことですが、よろしいでしょうか。</p>
商業まちづくり課	<p>「福島県商業まちづくり基本方針について」、商工労働部長</p>

佐藤課長	から当審議会に諮問させていただきます。
飯塚部長	<p>福島県商業まちづくり基本方針について、諮問。</p> <p>福島県商業まちづくりの推進に関する条例第6条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。</p> <p>本県では、小売業は県民生活と深い関わりを持つことから、特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から適正な配置を推進するとともに、地域住民及び小売事業者等が地域に貢献することを促進し、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の考え方に基づいた商業まちづくりを推進しております。</p> <p>平成25年12月に改定した商業まちづくりの推進に関する基本的な方向等を定める福島県商業まちづくり基本方針については、概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、貴審議会の意見を求めるものであります。</p> <p>どうぞ、よろしく申し上げます</p>
会長	<p>それでは、引き続き議題を進めます。</p> <p>「(3) 商業まちづくりに関する社会情勢変化について」ということで、事務局から説明をお願いします。</p>
商業まちづくり課 佐藤課長	<p>それでは、「商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化」について説明いたします。</p> <p>社会経済情勢の変化等も踏まえて、基本方針の見直しの方向性を考える訳ではありますが、前回の平成25年度の見直し時においても、当時の社会経済情勢の変化等を踏まえて基本方針の内容の見直しを行いました。まずは、前回の基本方針の見直しの内容について説明いたします。</p> <p>参考資料3「福島県商業まちづくり基本方針の概要」を御覧ください。</p> <p>1ページは現在の基本方針の全体概要です。</p> <p>左上の「まちづくりの基本的な考え方」や「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」を定め、それに対する市町村と県の役割分担を整理し、県の役割において「特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整」があることから、特定小売商業施設の誘導と抑制の考え方を明記しております。これは平成25年度の見直し後の内容ですが、前回の見直し時に改定した点を説明いたします。</p> <p>2ページを御覧ください。</p> <p>四角で囲んでいる部分ですが、「まちづくりの基本的な考え方」、すなわち「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」「環</p>

境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」等は変更しておりません。

また、「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」については、いくつか追加しております。大震災・原発事故後の見直しということもあり、「東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた地域における事業再開・継続を支援」を追加するとともに、「①生活者の買い物支援等に関する施策の充実」「②暮らし（買い物）の質の向上」「③都市と農村地域の交流促進」を追加しております。

また、「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制」については変更しておりません。

これをさらに具体的に示したのが、3ページであります。こちらについては赤の下線部が変更した点でありますので、後程ご確認ください。

それでは次に、資料1「商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化」を御覧ください。

これは、参考資料1としてお配りしております「社会経済情勢の変化のデータ編」のポイントとなるものをまとめたものであります。

それでは資料1にお戻りいただいて、まず、資料1の左側中段の「県内のまち、商業等の現状」について説明いたします。

「モータリゼーション」については、人口減少が進む中、核家族化の進展による世帯数の増加に伴い、保有自動車台数が増加しているほか、県内の高速道路、高規格道路の整備が進むなど、モータリゼーションが進展しております。

次に、「消費購買」につきまして、自動車で食料品を買いに行く方の割合が8割を超え、自動車で行きやすい店舗が選ばれているほか、インターネット販売の利用が増加しております。右側のグラフで見ますと、4段あるうちの最上段の右側「食料品を買う際の主な移動手段」、2段目の左側「通信販売の利用状況」を御確認ください。

なお、最上段の右側の「食料品を買う際の主な移動手段」については、上の黄色の枠の部分に「参考資料1【商業—11】」と記載されておりますが、これは別冊参考資料1（データ編）のページ数を示しております。こちらにもう少し詳細に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、「商店街」につきましては、今年度、県で県内の商店街を対象に「商店街実態調査」を実施しましたが、商店街における問題としては、7割の商店街が「経営者の高齢化による後継者問題」を挙げており、5割が「商圈人口の減少」を挙げております。右のグラフで見ますと、2段目の右側にあります。

また、ここにはございませんが、「商店街の最近の状況につ

いては、約75%が衰退した、あるいは衰退の恐れがある」と回答しており、県内商店街のかなり厳しい状況がうかがわれます。

次に、「都市のスポンジ化」についてです。

「都市のスポンジ化」とは、都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象を言います。右側のグラフの3段目の左側「種類別空き家数の推移」を見ますと、県内では空き家が増加しており、特に、緑の部分「その他の住宅」の割合が年々増加しております。

「その他の住宅」とは、赤の部分の「賃貸・売却用の住宅」と青の部分の「二次的住宅」、これは別荘などのことですが、この2つを除いた空き家で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期に渡って不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などを示しています。

また、商店街をはじめとした中心市街地においては、店主の高齢化や後継者不足などを背景に空き地・空き店舗の問題が大きくなっております。右側のグラフ3段目の右に「全国の商店街における平均空き店舗数」がありますが、全国商店街の平均空き店舗数は増加傾向にあります。

ちなみに、ここには記載がありませんが、「県内商店街の平均空き店舗数」は、平成19年度が1商店街当たりの平均で7.4店舗、29年度が3.7店舗と半減しております。その理由としては、長らく使用されなかった空き店舗が取り壊されて空き地等になったことによる減少、また県や市町村で商店街の空き店舗対策事業で家賃補助制度がありますが、その活用が進み空き店舗の減少につながったなどによるものと考えております。いずれにしても、店主の高齢化や後継者不足により空き店舗の課題は引き続き重要な課題となっております。

次に、「公共施設、インフラ」につきましては、市町村における公共施設、インフラ施設の将来の更新費用が今後大幅に増加することが予想されています。例えば、右のグラフの最下段の左側に「公共施設、インフラ施設の更新費用」のグラフがありますが、この自治体ですと、過去10年間の年平均額と今後40年間の年平均額を比較すると1.6倍の更新費用がかかるものとなっております。なお、県内にはこれ以上の倍率となっている自治体もございます。

次に、「震災復興」につきましては、避難指示区域は平成26年4月以降段階的に解除がされております。住民が帰還する上で必要な条件として商業施設の整備が上位にあげられており、市町村が設置する公設商業施設の開設が順次進められております。

また、右のグラフの最下段の右側に「民間の小売・卸売の事業所の再開状況の推移」がありますが、事業所は徐々に再開はしているものの、地元での再開率は20%未満でまだまだ低い状況であります。ちなみに、最新の情報で、今年11月時点では20%を超えて21.7%となっております。

以上が、県内のまち、商業等の主な現状であります。

このような状況を踏まえ、今後のまちづくりの課題としては、資料の左側の中段にあります。主に5点に整理いたしました。

1つ目は、モータリゼーションの進展、インターネット販売の拡大により、地域の小売商業施設が減少していけば、自動車を運転できない方やインターネットを利用できない方などが、身近な場所で最寄品が買えなくなる可能性が出てくる。

2つ目は、商店街等における空き地・空き店舗の増加や魅力ある店舗の減少によって、若い世代の商店街離れが進み、将来の商業やまちづくりのさらなる担い手不足が加速する恐れがある。

3つ目は、空き家・空き地等の増加により「都市のスポンジ化」や「都市の低密度化」が進むことで、管理放棄による周辺の生活環境、治安、景観等を悪化させるほか都市機能の利便性低下、行政サービスやインフラ維持管理の非効率化を招く恐れがある。

4つ目は、今後、地方自治体においては、公共施設等の老朽化に伴う更新費用等の増大が見込まれ、人口減少、少子高齢化を踏まえた公共施設等の最適な配置、医療・福祉施設、小売商業施設、住居等の適正立地を実現し、安心して快適な生活環境の確保が必要である。

5つ目は、避難指示等解除区域における買い物環境をはじめとした生活インフラの復旧を進め、住民帰還を促進し、被災地域の復興や新たなまちづくりを引き続き支援する必要がある。

ほかにも課題はあるかと思いますが、主なものとして以上のように整理いたしました。

なお、参考資料1のデータ編について少しお話させていただきますと、ここには、3月の審議会時点のものを時点修正、あるいは追加した内容が盛り込まれております。先程も少しお話をしました、今年県が実施しました「商店街実態調査」、昨年度県が実施しました「消費購買動向調査」、その他商業統計から整理した年間販売額等の推移などを追加しております。

なお、先ほど会長からも話ございましたが、条例施行後の大型商業施設の出店状況について触れますと、条例施行前に届出があった6,000㎡以上の店舗の新設届出の手続きが終了した平成20年度以降、1店舗当たりの店舗面積は条例施行前の半分程度となっております。施行後に新設届出があったのは

(仮称) イオンモールいわき小名浜の1件のみで、審議会におきましても「意見なし」、県としても「意見なし」とし、現在大規模小売店舗立地法の審査を進めているところでございます。

なお、このデータ編の詳細については、後程、御確認いただければと思います。

次に、資料2「商店街政策、都市政策に関する国の動き」を御覧ください。

1 ページを御覧ください。

商店街政策に関する国の動きとして、「新たな商店街政策の在り方検討会」でまとめた中間取りまとめの内容を要約したものです。この検討会の目的は、「商店街を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化等の進展、経営者の高齢化や人手不足など大きな変化がある中で、商店街の多くは衰退を感じながらも、自ら対策を講じるまでには至っていない。また、これまでの国や地方自治体での財政的支援には限界があり、従来の政策手段とは別の、民間主導の商店街再生、カネからチエへの支援策の転換など、新たな政策手段を考える必要がある」とのことで検討を開始したものです。検討結果の内容ですが、「今後の政策の方向性としては、今の商店街をかつての姿に戻すのではなく、商店街を利用する新しい意味をつくる必要がある。」とし、そのためには、

- ・商店街をコミュニケーションをつくる場とするなど、空間としての再評価をする。
- ・既存の資源や若い世代とのコミュニケーションを活かしたまちづくりとの連携
- ・その他、資産所有者の活用責任、魅力ある個店づくり、民間のリノベーション事業や若者のチャレンジショップ等での空き店舗対策が必要であるとしております。

また、支援のあり方については、

- ・全ての商店街への平等な支援ではなく、商店街の必要性や役割が合意できており、その役割を果たすべく取り組んでいる商店街を重点的に支援する。
- ・商店街という従来組織だけではなく個店同士の連携体も支援の対象とする。
- ・行政は商店街に人が集まるような土地利用や施設配置にする。
- ・専門家や地元金融機関の多様な支援などとまとめております。

次に、2 ページを御覧ください。

「都市政策に関する国の動き」として、都市計画基本問題小委員会において「都市のスポンジ化」への対応について検討を

行い、その中間取りまとめの内容を要約したものです。

この検討会設置の背景としては、上段の四角の中にありますが、人口減少等が進む中、持続可能な都市構造の実現のため、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進してきたものの、「都市のスポンジ化」が発生し、コンパクトシティ政策を推進していく上で重大な支障となっていることから、スポンジ化の対応策を検討することとしたものであります。

今後の施策の具体的な方向性としては、下の四角の下段にあります。が、(1) 現に発生したスポンジ化への対処方策、(2) スポンジ化の発生に備えた予防策をまとめております。検討の詳細については記載のとおりです。

次に、参考資料2「関係計画の状況」を御覧ください。

商業まちづくり基本方針は、県の総合計画やその他の関連計画との整合も図る必要があることからまとめたものです。

1 ページの県の総合計画、2 ページ目の復興計画、国土利用計画、3 ページの都市計画区域マスタープラン、4 ページのふくしま創生総合戦略、福島県商工業振興基本計画との整合関係を記載しております。なお、4 ページの「ふくしま創生総合戦略」の重点プロジェクトの一つに「リノベーションまちづくりプロジェクト」が位置づけられております。

これは、空き店舗などの遊休不動産をリノベーション（建築物の用途や機能を変更するなどして、建築物を再生・刷新すること）の手法で再生し、都市の小さなエリアの価値の向上を図りながら、産業振興、雇用創出、コミュニティの再生などを図る新しいまちづくりの取組をいいます。

次に、前回の3月の審議会後、今年6月に事務局において当時の委員の皆様と個別に意見交換させていただきました。最後に、その中でいただいた御意見の一部を報告いたします。

主なものとしまして、

- ・今後ますます高齢化が進む中で、高齢者の介護や住まいのことを考えた視点も大事。
- ・人口減少を想定して20年、30年先を見据えたまちづくりが必要。
- ・若者が地元で買い物ができるところがあるのかなど、高齢者だけではなく若者にも目を向けていく必要がある。
- ・避難地域の商業環境をどうするのか、避難地域の5年後、10年後の状況も推測して避難地域のまちづくりを考えていくべき。
- ・商業まちづくりは、もっと交通対策と連携してやっていく必要がある。また、楽しさを求めてまちの中心部に出かけていくような仕掛けを考えることが必要。
- ・特定小売商業施設の地域貢献活動は重要であり、今後も促進

	<p>していくべき。 などの御意見をいただいたところです。 以上で、「商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化」についての説明を終了いたします。 委員の皆様からは、これらの情勢の変化等を踏まえての御意見、あるいはここで紹介しましたもの以外での情勢の変化に関する御意見、さらには、これからの基本方針の見直しにおいてポイントとなり今後議論が必要な点など、御教示いただければと思います。 なお、後日、改めてメール等で御意見の照会をしたいと考えておりますが、本日は時間の許す限り御意見等をいただければ幸いです。 説明は以上です。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま、商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化についてご説明いただきましたが、今日はできれば審議会ですので、事務局に質問というよりは、委員相互の意見交換の場としたいと思います。その前に、御説明いただいた資料に関しまして、質問等ございませんでしょうか。 (質問なし) それでは、社会情勢の変化や商業まちづくりに関する問題、課題について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思ます。</p>
<p>委員</p>	<p>資料1の「まちづくりの課題」の最初のアンダーライン「身近な場所で最寄り品が買えなくなる可能性がある。」ということですが、これは避けては通れない。従来の商業政策の中で、地元商店に残ってくださいと言っても非常に厳しいですし、歩いて暮らせるまちという話はよくされますが、そもそも歩かないわけです。資料1に「食料品を買う際の主な移動手段」が書いてありますが、基本的に100、200メートル先であっても車で行くなど、車は依存性が強いと言われてます。そう考えると身近な場所で最寄り品が買えなくなるのは避けて通れない。そこに対してどういう一手を打つかを思案していく必要があると思ます。 先月、岩手県北上市の口内というところに行ってきましたが、この地区では、地元の農協の店舗が撤退してしまったため、地元の住民のみなさんが「NPO法人くちない」という組織を作りました。そこで小さなお店を再開するわけですが、当然なが</p>

らそれだけだと採算が取れないので、例えば、地元のいわゆる高齢者向けの配食サービス、あるいは福祉サービスと一体的に取り組みながら、包括して生活支援をする場として生まれ変わり、なんとかそのような拠点が生き残っています。商業だけでは考えにくくなっているということが、身近な場所で最寄品が買えなくなるということを考えていく上で、論点になってくる気がします。

2点目として、まちづくりの課題の二つ目、若い世代の商店街離れについて書いていますが、私が担当している大学の授業の中で、先週、たまたま商店街問題とこの商業まちづくり推進条例を授業で取り上げました。5年前と比べて全く違うのが、若い学生がそもそも商店街を知らないし、行ったこともないし、なくても困らないということです。ところが、社会人向けに授業をすると非常に反応がいいです。それだけ年代によって商店街の考え方も大きく変わってしまっているのだと思います。そう考えると、商業まちづくりがいったい何をベンチマークにするのかについては、いわゆる商店街を守るとか活性化することなのか、「まち」、特に「まちなか」を再生していくことなのか、それとも、買い物困難者の問題や歩いて暮らせるという側面も含め、商業へのアクセシビリティに力点を置くのかなどがあります。これら三つを全て包括的にやっていくことも必要かもしれませんが、そうすると軸足、戦術というものぐぼれてくる可能性がある中で、どこを重点とするのか優先順位を付けていくことが必要で、審議会の場で議論をしていく必要があるのではないかと思います。

3点目として、コンパクト・プラス・ネットワークという観点で、地域公共交通活性化再生法という法律が3年前に改正されました。従来、交通計画は、一つの自治体が単独で作る、自治体単位の計画だったものが、現在、生活交通課を核としながら避難12市町村の広域の計画を策定しています。その中では12市町村の交通網の拠点を明確に位置付けています。その流れを受けて、例えば、県北、あるいは会津でもやはり同じように広域で拠点をどうするかを考える動きが出始めています。そうすると、いわゆる公共交通の結節点に大型商業施設を誘致、誘導するなど、交通政策において広域の観点でどこが拠点なのかということが、ここ2、3年で見えてくると思いますので、そういうところとの連携も、今後必要になってくるという気がします。

会長

非常に的を射た御意見であり、玉虫色的にあれもこれも総合的にやるのではなく、優先順位を付けながらやっていくということが特に印象的でしたが、どこを優先的にやるべきだとお

	<p>考えでしょうか。</p>
委員	<p>買い物困難者対策やアクセシビリティについては、交通政策でも取組が始まっているところで、しかも、商業との連携もわかりやすいですし、ゲリラ的にやることもできます。そう考えると、きちんと議論してやらなければならないのは、「まちなか」をどう考え、商業機能をどうするのかという「まちなか」の観点が必要ではないでしょうか。アクセシビリティについては、事業ベースでゲリラ的にできるので、そういうところで優先順位が見えてくるのではないかと思います。</p>
会長	<p>先ほど事務局から御説明いただいた、国の商店街政策に関しての動きというところでも、ざっと見た限りこれまでの施策と比べて新規性に富んだものがない感じがします。一貫して商店街の再構築に向けていろいろやってきたわけですが、なかなかうまくいってないので、今後そういった商店街再生についてどう考えるかといったことも改めて大きな課題だと思います。</p>
委員	<p>若者の商店街の話がありましたが、都市部の学生は商店街の魅力を知っています。田舎育ちが東京に行くと商店街の大きさに驚かされます。</p> <p>アクセシビリティ、「まちなか」というキーワードが出てきましたが、福島県は地域によって環境が全く違います。そのため、中通りの人口集中地区などは、「まちなか」に力点を置いても良いが、相馬・南相馬地区のような場合だと、逆にアクセシビリティに力点を置きたい。会津もそうだと思いますが、福島のテレビを見ると隣県の宣伝が出ており、東日本大震災の原発事故で会津地区に避難している相双地区の方の中には、「新潟はこんなに近かったのか」と言ってバスで新潟によく行っている方もいます。地域別に「まちなか」に力点を置くか、アクセシビリティに置くかを使い分けをしても良いのかなと感じています。</p> <p>それから、スポンジ現象のことですが、まちなかの空き家、空き地、特に空き家の問題について、商店街の空き家には、店舗兼住宅が非常に多いです。ところが店舗兼住宅をどうにかしようとする規制が複雑でどうしようもないことが多いです。ほとんどの商店街が通りに面して幅が狭くて細長い土地となっています。隣地境界から何メートル空けなければならないとなると使える場所がなくなってしまいます。空き店舗の件数よりも、その店舗兼住宅のほとんどが築年数が経っており、旧耐震基準の時代に建てられているため改築ができないことが問題となっています。仮に、例えば飲食店として貸そうとしても、消</p>

防法や建築基準法の基準を満たしておらず、許可が出ないということになります。そのため、スポンジ化を何とかするためには、一定程度の規制緩和が必要だと思いますが、これは上位法との関係で、県の条例ではどうにもならない部分でもあり、難しい問題だと思います。

最後に、現在、福島県内で復興を含めたいろいろな再開発が行われていますが、「まちなか」やアクセシビリティをどう進めていくかの手がかりになる、大実験がまもなくスタートします。相馬福島道路の霊山区間の開通、小野富岡線の改良で川内と県中のアクセスが非常に向上すること、そして、「まちなか」という点では、目の前で行われようとしている某病院の引っ越しなどがあります。某病院が13号線の北に移動することで、北側の地域の再開発が一気に進むかもしれないと思っています。そのような今行われようとしている進行中のことをモニタリングして、政策の見直しの手がかりとする必要があるのではないのでしょうか。

会長

1点目にお話になった、全県一律の商業政策ということではなくて、生活圈や地域ごとに少しメリハリをつけてはどうかというお話が印象的でした。ご存じのようにこの商業まちづくり推進条例は、特に大型店の立地に関わる意見調整に関しては、福島県の総合計画で位置づけられている7つの生活圈というものを大事にしながら、政策を実施しています。それ以外にも、アクセシビリティの問題や商店街の再構築なども、地域の経済状況とか人口の減少、人口の動向などによって大分違いがあるので、そういった違いに着目した、よりきめ細かな対策も求められていくというお話でした。特に避難地域については、不幸な事故により今のような状況になって特別な政策が行われており、明らかに他の地域と違う政策が必要だと思います。

委員

観光の点からお話しすると、現在、会津若松の神明通りにアーケードが建設されていますが、去年は、神明通りのアーケードがなく、雨の中で十日市が行われました。十日市では、神明通りは例年賑わっているのですが、去年は閑散としていて、本当にアーケードが大事だと実感しました。十日市には、10万人が来るのですが、通り沿いの商店には、客が入っておらず、入りにくい雰囲気要因だと考えられます。若者が商店街に入りにくいという話もありますが、若者が本当に商店街で買うものがないのかということではなく、店に何があるのか自体知らない、店の方でも情報発信をしていないということがあります。今の若者は喫茶店には行きますが、その隣にある店にはやはり行かない。棲み分けというよりは、商店として地元の人た

	<p>ちとつながっていくことが必要だと思いますが、現実的に難しいのであれば、観光とつながっていくことも必要だと思います。例えば、神明通りにしても屋根ができて天候に左右されない環境があるのであれば、外から来る人や学生を対象に、商店街を歩く企画があれば、商店街に行く機会ができるし、おもしろいと思います。有効な打開策を打ち出せていないとなっていますが、そういう仕掛け方をして、いろいろなことを試して、地域に合ったやり方を見つければ良いと思います。</p> <p>もう一つ、資料1のまち、商業等の現状、課題を読んだときに、会津地方で当てはまるのは、会津若松、喜多方、猪苗代、会津坂下、田島だけだと思います。奥会津などは商店街がそもそもないので、そこをどう網羅するのかが見えなかった。商店街があるところとないところを別に考えないと、南会津や奥会津の方は、自分たちのことではないと感じるのではないかと思います。</p>
会長	<p>大事な御意見だと思ったのが最初におっしゃった観光であるとか、先ほど話のあった他分野との連携など、総合的な視点に立って進めていく必要があるのではないかという点です。例えば、会津若松で実施されている「おちょこパス」は、観光、交通と連携した取組で、先日の新聞にも掲載されました。</p>
委員	<p>「おちょこパス」は、学生達が七日町の商店街、一部神明通りと東山温泉にも入っていますが、そういうところを訪問して実施しています。「おちょこパス」のユーザーは二極化しており、40代から50代くらいの女性の小グループか、やはり学生が作ったということが前面に出ているので、他大学も含めて学生が使ってくれているということがあります。その学生達が協賛店を訪れたということで、逆に若い人は来たけれど年配の方はあまり来なかったという声を聞きました。そういうストーリー性を持たせることによって対象やハードルを下げられるという気がします。</p>
委員	<p>資料は非常によくできていますが、あまりにも総花的過ぎて、見えてこない。経済統計を見ていても福島県は非常に広く、地域によって全然違うと感じます。こういった政策は基本方針はもちろん必要だが、エリアに応じたオーダーメイドのものが具体的には必要になってくると思います。国の施策にもありましたが、カネからチエということで、それぞれのエリアで知恵を出してもらい、そこに補助金というようなスタイルになってきます。押しつけでこういう風にしなさいといっても、受け入れられないと考えられます。</p>

	<p>個人的に感じる成功例としては道の駅があるのではないのでしょうか。例えば「国見あつかしの郷」は、いつ行っても人がおり、観光客ではなくて福島ナンバーの地元の客が多いようです。おそらくそのエリアのおじいさんやおばあさんがお昼を食べに行くなど、交流の場として活用されており、まちなかにも取り入れるべき手法ではないかと思います。</p> <p>もう一点、人口が減っていることは織り込み済みだと思いますが、もっと緻密に考えると恐ろしいことが考えられるのではないのでしょうか。インターネット販売はこれから増えていく一方であり、アメリカで巨大モールがどんどん閉めているのは、アマゾンに押されているからだと言われています。同じようなことは間違いなく、この近辺でも起こると思います。単にものを売るのではなく、もっと魅力あるソフト面を充実すること、将来の予想される年代構成を考え、車に乗ることができない方が増えた時にどうするかということを経営別、段階的にブランドデザインしていくことが大事ではないのでしょうか。</p>
会長	<p>エリア別と言った場合に、商業まちづくり推進条例に何もなければということではなく、条例の3つの柱の一つにある商業まちづくりのビジョンを、市町村が作ることができるとされており、それぞれの行政区域内の商業まちづくりに関する基本構想を策定できます。しかしながら、基本構想を作るインセンティブがないため、なかなか策定が進まないという課題もあり、今後、基本方針見直しにあたって基本構想をどうするかということも考える必要があるかもしれません。</p>
委員	<p>市町村単位で考えるとすぐに箱物が必要となると思いますが、そうしたものは、10年後、20年後、30年後のことを考えていかないと負の遺産になってしまう可能性が高いので、そこはきちんと考えていかなければいけない。例えとして良いかはわかりませんが、相双方面で計画されているものは、人口が増えるという前提でやっているのも本当にそうなるのかをよく考えなくてはならないと思います。</p>
会長	<p>避難地域では、公設民営の店舗が設置されており、市町村によって規模や性格が違うものであるが、今後10年、20年後を見据えたときに、公設民営自体がうまく運営されていくのかということもあり、必ずしも箱物ではない施策が必要ではないかということだと思います。</p>
委員	<p>福島市でも、ずっと放置され、取り壊されずに残っている空き店舗がまちなかで見られますが、そういう空き店舗はおそ</p>

	<p>らく相続人や所有者がどこにいるかも分からないなどの事情があるのだと思います。そのようなまちなかの空き家、空き店舗をどうするのかを考えていかなければならないと思います。</p>
委員	<p>北海道のニセコ町では、観光客はたくさん来ますが、住民や商店が減っており、住民はタイヤ1本でさえ、インターネットで買い物をする状況で、商店には何も求めていません。その状況が、20年後、福島でも起こり得るとすれば、それに歯止めをかけるのか、そこに向かっていくときの対策を取るのかなど、最終目標をどうするのかがはっきりしていません。商店街を維持するのであれば、若者をいかに地元に残すかが大事なので、シニア世代への施策ではなく、若者にいかに商店街の魅力に気づいてもらい、関わらせるのかが大事ではないでしょうか。</p>
会長	<p>それではいろいろ御意見いただきましてありがとうございます。本日いただいた御意見については基本方針を見直していく上での検討材料にさせていただいて次回の審議会において更に議論深めていきたいと思っております。</p> <p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>「(4) 基本方針の見直しの進め方について」事務局から説明をお願いします。</p>
商業まちづくり課 笹川主任主査	<p>資料3を御覧ください。「商業まちづくり基本方針の見直しの進め方(予定)」につきまして、御説明させていただきます。</p> <p>資料3に記載されている①～⑥の数字は、実施予定の審議会とその内容を表しています。</p> <p>①は、本日の審議会です。県より、諮問を行い、委員の皆様におかれましては、「見直しに向けた商業まちづくりの課題等の整理」ということで議論をしていただきました。今回の議論につきましては、いったん事務局でまとめさせていただきまして、メール等にて各委員に照会させていただき、御意見等をいただければと考えています。</p> <p>今後、事務局で今回の議論及びその後各委員からいただいた意見を踏まえ、「見直しの論点整理と論点ごとの方向性」について案をまとめたいと考えています。</p> <p>②の審議会において、事務局から見直しの論点＝ポイントについて委員の皆様にお示しますので、御議論をお願いいたします。</p> <p>③の審議会においては、それまでの議論を経てまとめられました中間整理素案について、御議論をお願いします。</p>

	<p>④の審議会においては、事務局からお示しさせていただく中間整理案について、御検討をお願いします。その内容を取りまとめたものにつきまして、「県民意見公募（パブリックコメント）」を実施するとともに、「市町村説明会」で説明を行います。市町村説明会につきましては、詳細な内容が確定次第、審議会でご説明させていただきます。</p> <p>⑤の審議会では、実施したパブリックコメントの結果を御報告するとともに、その対応についてお諮りいたします。また、この審議会でご改定素案の決定を予定しております。</p> <p>その後、改定案を決定し、県への答申を行い、答申に基づきまして県で基本方針の改定を行うこととなります。答申は、概ね1年後を予定しておりますが、審議の状況等によっては若干変更となることも想定しておきたいと思っております。</p> <p>以上で、資料3の「商業まちづくり基本方針の見直しの進め方（予定）」の説明を終了します。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました件につきまして質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、本日の議事は以上となりますので、事務局にお返しします。</p>
<p>司会</p>	<p>川崎会長、ありがとうございました。</p> <p>閉会に当たり、商工労働部長の飯塚俊二よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>飯塚部長</p>	<p>委員の皆様におかれましては、貴重な御意見ありがとうございました。皆様のいろいろな御意見を聞いていて、商業まちづくり推進条例を作ったときは、どんな議論をしたのか、原点に戻って、これからの方向性を考えていくことが大事かなと思っておりました。</p> <p>2点目としては、震災後、公共交通、インフラが大きく変わってきている状況の中で、特に大型小売店舗の動きが具体的に出ていますので、その点をこの審議会でご議論していくのかということ。</p> <p>3点目としては、商業まちづくりだけでなく、全体の経済政策の中で、福島県が行くべき方向と商業まちづくりは、公共交通も含め、どう関わってくるのか。震災復興を進める中で、産業構造も変わってきていますので、どうやって議論を拡散させ、</p>

収束させるのか。条例施行後10年経って、今が正に正念場だと思います。

これから川崎会長をはじめ、委員の皆様さまざまな角度から議論いただき、基本方針を策定できたらと思っております。

事務局からは淡々とスケジュールの説明がありましたが、なかなかそうもいかないかと思っておりますので、県としても市町村と議論しながら、委員の皆様と議論を重ねながら、方向性を見つけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司会	以上をもちまして平成29年度第1回福島県商業まちづくり審議会を閉会します。 ありがとうございました。
----	---

以上